

リテサポ

vol.17

フロン排出抑制法の改正により、業務用のエアコンおよび冷凍冷蔵機器を廃棄する際の規制が強化されます！



改正法を踏まえた管理者の責務・・・

業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器の所有者等は、**第一種特定製品の管理者**や廃棄等実施者として、フロン排出抑制法の対象となり、点検・記録、整備・修理、漏れい量の算定・報告、フロン類の充填・回収の委託、廃棄時のフロン類の引渡し等を行うことが必要となります。

また、義務に違反した場合、直罰（行政処分のみならず、刑事罰50万円以下の罰金）の適用対象となります。

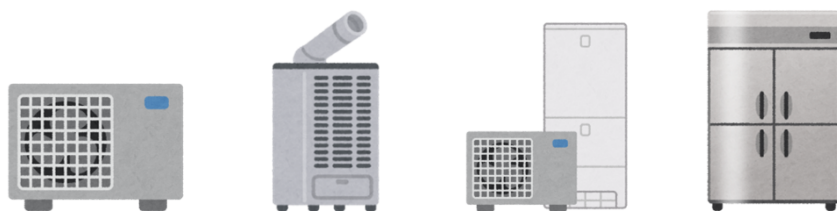
管理者とは・・・

管理者とは、原則として、当該製品の所有者が管理者となります。

第一種特定製品とは・・・

第一種特定製品とは、業務用の空調機器（エアコンディショナー）および冷凍冷蔵機器であって（下記表参照）、冷媒として**フロン類が使われているもの**をさします。

分類	対象機器類
エアコンディショナー	パッケージエアコン、ターボ冷凍機、チラーユニット、スポットエアコン、GHP、業務用除湿器など
冷凍冷蔵機器	冷凍・冷蔵庫、コンデンシングユニット、冷凍・冷蔵ショーケース、スクリュウ冷凍機、冷凍・冷蔵ユニット、ウォータークーラー、ヒートポンプ給湯器など



第一種特定製品の確認方法・・・

- ★ 室外機の銘板、シールを確認する
平成14年4月（フロン回収・破壊法施行）以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。それ以前に販売された機器についても業界の取組み等により表示が行われています。

（機器本体の側面や前面に貼付されています。）

- ★ 機器のメーカーや販売店に問い合わせる。

・詳細が記載された資料を同封しておりますのでご参照ください。

銘板見本

パッケージエアコン（第一種特定製品）
型式：ABC0000DEF

電源	3Φ 200V
圧縮機出力	15kW
冷媒	R410 9.0kg
冷房能力	45.0kW

規制強化！

改正！ フロン 排出抑制法

機器は使用中も廃棄後もきちんと管理を

2020年
4月1日施行



小川電機株式会社

RS（リテール・サポート）部

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町2-2-4
TEL:06-6621-7722 FAX:06-6623-0099

<https://www.ogawa.co.jp/rs/>

小川電機 RS部

検索